

地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない場合の書類(減免要綱第2(2)に規定する別に定める書類)兼事業所等廃止の場合の事由説明書(個人事業税省エネ減免様式その3)

< 記載の手引 >

1 この書類の用途等

- (1) この書類は、以下のア又はイに該当する事業所等について作成してください。
- (2) 2以上の事業所等についてこの書類を作成する必要がある場合は、別途必要部数作成してください。

ア 減免取扱要領第4、2に該当し、地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない事業所等

新設された事業所等	新設された事業所等であって、当該新設の日を含む報告書等の作成対象となる環境確保条例に定める年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の報告書等の環境局への提出期限が減免申請期限後となる事業所等(減免取扱要領第4、2(1))
連鎖化事業の加盟者の事業所等	環境確保条例第8条の23第1項に定める連鎖化事業の本部事業者が加盟者の事業所等の分も併せて地球温暖化対策報告書を提出することとされている当該加盟者の事業所等(減免取扱要領第4、2(2))
年度途中の譲渡等があった指定地球温暖化対策事業所	年度途中での譲渡等により、地球温暖化対策計画書の提出義務者が変更後の所有者となったため、地球温暖化対策計画書を提出しないこととなった当該変更前の所有者等に係る当該事業所等(譲渡前の年度につき、変更前の所有者が地球温暖化対策計画書を提出すべき事業所等を除く。)(減免取扱要領第4、2(3))
信託財産である事業所等	所得税法第13条第1項の規定により、事業所等に設置した対象設備が信託の受益者の資産とみなされる場合であって、信託の受託者が報告書等を提出することとされている事業所等(信託の受託者が当該事業所等の使用者又は転貸者であるため、地球温暖化対策報告書の提出の対象となる事業所等を除く。)(減免取扱要領第4、2(4))

イ 減免取扱要領第7、4(3)アまた書に該当し、提出する地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが減免申請期限前の直近の提出期限より前の提出期限に係るものである事業所等

廃止された事業所等	減免の対象とする事業所等を廃止したため、地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが、減免申請期限前の直近の提出期限より前の提出期限に係るものである場合(減免取扱要領第7、4(3)アまた書)
-----------	---

2 各欄の記載のしかた

ページ / 総枚数	この書類の総枚数と、ページ番号を記載してください。
事業所等 No.	対象設備の明細書(「中小企業者向け省エネ促進税制による個人事業税の減免に関する対象設備明細書」(個人事業税省エネ減免様式その2))に記載した事業所等のうち、上記ア及びイに対応する事業所等 No. を記載してください。
地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない理由(ウ)	地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが提出できない理由を選択し、右欄の項目を記載してください。
提出する地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが直近のものではない理由(エ)	提出する地球温暖化対策報告書提出書等の控の写しが直近のものではない理由を選択し、右欄の項目を記載してください。

3 添付資料

- (1) 、 、 に該当する場合は、それぞれ事業所等の設置日、譲渡等の日、廃止日を確認できる書類を添付してください(当該事項を申告書等で確認できる場合は不要です。)
- (2) に該当する場合は、信託契約の内容が確認できる書類を添付してください。

* 減免要綱

「中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る事業税の減免に関する要綱」(平成21年3月31日 20主税第441号)

* 減免取扱要領

「中小企業者による省エネルギー設備等の取得に係る個人事業税の減免取扱要領」(平成22年7月2日 22主課第34号)

* 環境確保条例

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)

* 地球温暖化対策報告書等

「地球温暖化対策報告書」、「地球温暖化対策計画書」、「特定テナント等地球温暖化対策計画書」